

## 上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職や安定した就労のために有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する際の受講費用の一部を支給する制度です。

### 《対象となる方》

ひとり親家庭の親で、次のすべての要件を満たす人。

- ①市内に住所があり、現に20歳未満の児童を扶養している。
- ②母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている。
- ③講座を受講し資格取得することが適職に就くために必要と認められる。
- ④過去に当給付金の支給を受けたことがない。

### 《対象講座》

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（厚生労働大臣指定教育訓練講座）で、就業に結びつく可能性の高いもの。

#### 【教育訓練講座検索システム】

希望する講座が対象かどうかは、講座の主催者へ直接問い合わせさせていただくか、「教育訓練講座検索システム」ホームページでご確認ください。  
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)



「教育訓練講座検索システム」

### 《支給額》

入学金及び授業料を対象に、以下のとおり支給します。

※算定額が12,000円未満の場合は支給されません。

※雇用保険制度の教育訓練給付金をハローワークから受給できる場合は、差額分を支給します。

	雇用保険なしの方		雇用保険ありの方		上限額
	支給割合	支給時期	支給割合	支給時期	
一般/特定一般 教育訓練講座	60%	受講修了後	60%から 雇用保険支給 割合を除く	受講修了し、雇用保険 からの給付額確定後	20万円
専門実践 教育訓練講座	60%	受講開始後、 6か月ごと(★)	60%から 雇用保険支給 割合を除く	受講修了し、雇用保険 からの給付額確定後 (追加給付なし)	40万円 ×修学年数 (最大160万円)
修了後資格取得 し、1年以内に 就職等した場合	25% 【追加支給】	受講修了し、 資格取得・就職等 した後	85%から 雇用保険支給 割合を除く	受講修了し、雇用保険 からの給付額確定後 (追加給付含む)	60万円 ×修学年数 (最大240万円) ※給付済の額は除く

★養成機関で6か月ごとに受講証明書及び領収書が発行される場合のみ。

### 《お問い合わせ・事前相談の予約》

当制度を利用するためには、対象講座や受給要件を確認するため、事前相談が必要です。

受講を申し込む前に、相談日程の予約をお願いします。

上尾市こども未来部こども支援課 ひとり親支援担当

電話：048-775-6819（直通）

受付時間：月～金曜日（祝・休日除く） 8時30分～17時00分

（手続きのながれは裏面参照）

## 《手続きのながれ》

### ①事前相談（受講申し込み前）※要予約

- ・受講を申し込む前に、対象講座や受給要件を確認する事前相談が必要です。
- ・生活や就労の状況を伺いながら自立や就業に向けた目標を設定する「就労支援プランシート」を作成します。

#### 【必要な持ち物】

- 希望する講座の内容が分かるもの（講座のパンフレット等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

### ②対象講座指定申請（受講開始前）

- ・講座の受講開始前に、次の書類等をそろえて対象講座の指定申請を行ってください。

#### 【必要な持ち物】

- 申請者及び児童（20歳未満）の戸籍謄本または抄本
- 講座の内容が分かるもの（講座のパンフレット等）
- 教育訓練給付金支給要件回答書[ハローワーク大宮]
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

### ③支給申請（受講中または受講修了後）

- ・次の書類等をそろえて対象講座の支給申請を行ってください。申請時期は訓練種別や雇用保険の有無により異なりますので、表を確認してください。

#### 【必要な持ち物】

- 指定講座の卒業証明書・修了証明書（6か月ごとの支給申請の場合は受講証明書）
- 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- 上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金講座指定通知書（原本）
- 通帳・キャッシュカード等（申請者名義の振込先口座が分かるもの）
- （ハローワークの教育訓練を受給された方）教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

#### 【申請時期】

	雇用保険なしの方	雇用保険ありの方
一般教育訓練講座 を受講している方	講座修了から30日以内	
特定一般教育訓練講座 を受講している方	講座修了から30日以内	ハローワークからの給付金が確定して から30日以内 ※確定時期は就労状況により異なります。
専門実践教育訓練講座 を受講している方	受講開始後、6か月ごと ※以降も6か月ごとに申請が 必要です。	ハローワークからの給付金が確定して から30日以内 ※確定時期は就労状況により異なります。

※支給申請時点で市外に住所を異動している場合や、児童が20歳を超えている場合、ひとり親家庭でなくなった場合には支給が受けられませんのでご注意ください。

### ④追加支給申請（受講修了後、1年以内に資格取得し就職等した場合）

- ・専門実践教育訓練講座を修了した方は、受講修了後の1年以内に資格を取得し、就職等をした場合に追加支給の対象となります。詳細は担当までお問い合わせください。